

令和 5 年 11 月 30 日

産業医研修会受講者 各位

京都産業保健総合支援センター

産業医研修会での単位シールの交付方法の変更について

平素から当センターの業務運営につき、格別のご高配を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、今般、フリマサイトにおいて日本医師会認定産業医制度研修会の単位シールが販売されていることが発覚し新聞等で報じられたところです。

単位は、日本医師会認定産業医制度において、法令上の産業医となるために必要な知識を身に着けた証、または認定産業医として研鑽を積んだ証として、受講者本人に付与するものです。他人への販売や譲渡は認定産業医制度の根幹を揺るがすものであり、断じて容認できるものではありません。

これを受け、京都府医師会から当センターに対して再発防止に向けた対応策として、単位をシール形式で受講者に付与する場合には、番号等が入った単位シールを作成の上、番号と受講日から 受講者を照合できるよう管理する等の方法を取るよう指示されたところであります。

よって、令和 5 年 12 月 1 日以降の産業医研修会から下記のとおり配布方法を変更いたしますので、ご承知おき願いますとともに、ご協力のほどお願い申し上げます。

記

- 1 受付時、受講者は担当者から受講者名簿の「番号」が入った「単位シール引換券」を受け取り入室する。
- 2 座席上には、予め番号札が置かれているので、受講者は、「単位シール引換券」の「番号」と同番号の座席に着座するとともに、「単位シール引換券」を机上所定の場所に置く。
- 3 研修終了後、担当者が「単位シール引換券」との交換で「単位シール」を受講者に配布して回るので、受講者は引換が終わるまで着座のまま待機する。
- 4 「単位シール」を受領した受講者から順に退室していく。